

# ○建設工事共同企業体運用基準について

〔平成13年3月22日 建情第2289号  
各関係部局長あて農政部長、水産林務部長、建設部長〕

〔沿革〕 平成15年3月27日建情第863号、17年3月31日第1603号、19年9月6日第633号、20年3月10日第1337号、21年3月4日第1307号、22年3月31日第1168号、23年3月30日第1339号、27年3月19日建管第2600号、令和元年6月24日第516号、3年3月31日第1809号、4年1月26日第1188号改正

道が発注する建設工事において活用する建設工事共同企業体の運用基準を別添のとおり定めたので、事務処理を適切に行ってください。

なお、平成6年4月6日付け管理第32号「建設工事共同企業体の運用基準及びその取扱いについて」は廃止します。

〔農政部事業調整課契約指導係  
水産林務部総務課工事管理係  
建設部建設企画室建設情報課工事管理係〕

(別添)

## 建設工事共同企業体運用基準

### 1 基準の趣旨

工事の発注に当たっては、単体企業への発注が原則であるが、特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)及び経常建設共同企業体(以下「経常企業体」という。)を活用する場合の基準とすべき事項を示すものである。

### 2 特定企業体の運用基準

#### (1) 対象工事

特定企業体は、大規模で技術的難度の高い工事を施工する際に、技術力等を結集することにより、安定した施工を確保する必要がある場合で、条件付一般競争入札及び予定価格の額が3億円以上の制限付一般競争入札に付する工事を対象とする。

#### (2) 結成方法

(1)の対象工事ごとに、自主結成とする。

#### (3) 特定企業体と単体企業との混合による入札の取扱い

特定企業体と対象工事の施工能力を有すると認められる単体企業との混合による入札を原則とする。

ただし、特定企業体のみによる入札は、特に大規模で技術的難度の高い特殊な工事に限るものとする。

#### (4) 特定企業体の要件

特定企業体は、次の要件を満たすものとする。

- ア 構成員数は同一資格又は異なる資格の資格者による2社又は3社であること。
- イ すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であること。ただし、異なる資格の資格者による組合せの場合を除く。
- ウ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

(5) 構成員の要件

すべての構成員は、次の要件を満たすものとするが、ウの要件については、構成員が3社の場合、2社以上が要件を満たすこととすることができる。

- ア 発注工事の対応する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により知事が定めた契約の種類の入札に参加する者に必要な資格を有しており、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。
- イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号総務部長、土木部長、農政部長、住宅都市部長、水産部長、林務部長、出納局長通達「競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の制定について」）第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ウ 競争入札参加等除外措置要領（平成23年3月18日付け局総第1423号総務部長、総合政策部長、環境生活部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「競争入札参加等除外措置要領の制定について」）の規定により、競争入札等への参加を除外されていないこと。
- エ アの資格審査の際における競争入札参加資格関係事務取扱要領（昭和48年4月2日付け局総第112号副出納長通達「競争入札参加資格関係事務取扱要領の制定について」）別表第2第5第1項第1号により算定した客観的要素の評定数値が、別に定める評定数値以上であること。
- オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 最上位等級に格付けされている者同士の組合せであること。
- キ 北海道内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。  
なお、予定価格の額が5億円未満である場合には、構成員の1社以上が北海道内に主たる営業所（建設業許可申請書別表又は別紙二（2）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号別表又は別紙二（2））の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。以下同じ。）を有するものとする。
- ク 過去15年間に、発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請としての施工実績があること。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用となる工事の場合にあっては、過去20年間の元請としての施工実績とする。
- ケ 発注工事に対応する許可業種に係る建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で各構成員が配置できること。
- コ 発注工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しく

は人的関係がないこと。

サ 当該入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

シ 構成員は、単体企業又は他の共同企業体の構成員として当該入札に参加する者でないこと。

(6) 代表者の要件

代表者は、次の要件を満たすものとする。ただし、異なる業種の資格者による組合せの場合を除く。

ア 出資比率が構成員中最大であること。

イ 最大の施工能力を有する者とする。ただし、予定価格の額が5億円未満である場合には、この限りでない。

### 3 経常企業体の運用基準

(1) 対象工事

優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することなどを目的に結成された経常企業体は、予定価格の額が3億円未満の制限付一般競争入札及び指名競争入札に付する工事のうち、効果的な共同施工の確保を図るため、適正な規模の工事を対象とする。

(2) 結成方法及びその回数

結成方法は自主結成とし、一つの企業が登録機関ごとに登録することができる回数は、資格の種類ごとに1回とする。ただし、異なる資格の組合せによる経常企業体（以下「乙型」という。）の結成回数は、異なる資格の組合せごとに1回とする。

(3) 経常企業体と単体企業との混合による入札の取扱い

経常企業体は、単体企業に準じて取り扱うものとし、経常企業体と単体企業との混合入札とする。ただし、乙型については、原則、混合入札は行わないこととする。

(4) 経常企業体の要件

経常企業体は、次の要件を満たすものとする。

ア 構成員数は、同一業種の資格者による場合は2社又は3社とし、乙型の場合は分担する工事の資格の種類の数と同一であり、かつ、2社又は3社とする。

イ すべての構成員の出資比率が、原則として均等割の10分の6以上であるものとする。ただし、乙型の場合を除く。

(5) 構成員の要件

すべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

ア 入札参加を希望する工事区分に対応する政令第167条の5第1項の規定により知事が定めた契約の種類の入札に参加する者に必要な資格を有する単体企業又は協業組合であること。

イ 原則として同等級に格付けされている者同士若しくは直近等級に格付けされている者との組合せであること。

ウ 北海道内に主たる営業所を有すること。ただし、乙型の場合は、北海道内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有することとすることができる。

(6) 入札参加の要件

経常企業体は、イ、カ及びキの要件を満たすものとし、構成員は、アからオ及びクか

らコの要件をすべて満たすものとする。

なお、オの要件については構成員の1社以上が満たすこと。ただし、乙型の場合は除くものとする。

ア 入札参加を希望する工事区分に対応する建設業法における建設工事の種類ごとに定める許可を受けてから営業年数が2年以上の単体企業又は協業組合であること。

なお、乙型の場合における工事区分については、分担する工事の区分ごととする。

イ 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領第2第1項の規定による指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 競争入札参加等除外措置要領の規定により、競争入札等への参加を除外されていないこと。

エ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

オ 過去15年間に、発注工事と同種で、かつ、おおむね同規模の工事の元請としての施工実績があること。

なお、乙型の場合における発注工事については、分担する工事の区分ごととする。

カ 工事1件の請負代金額が、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第1項に定める金額にあつては、すべての構成員が発注工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者(国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課すると認められる場合にあつては、国家資格を有しない主任技術者以下同じ。)を工事現場に専任で配置できること。ただし、工事1件の請負代金額が同項に定める金額の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は兼任で配置できるものとする。

なお、乙型の場合は、各構成員が分担する工事の金額により監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任又は兼任で配置を行うこととする。ただし、分担する工事1件の請負代金額が建設業法施行令第27条第1項に定める金額に満たない場合は、技術者の専任は要しないものとする。

キ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

ク 発注工事に係る設計業務等の受託者ではないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

ケ 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

コ 構成員は単体企業又は他の共同企業体の構成員として入札に参加する者でないこと。

#### 4 資格審査

##### (1) 特定企業体

対象となる工事を所管する部長又は部局長は、入札の公告等において競争入札の参加要件として定めるとともに、次の事項を明示し、これにより資格審査申請を行わせるものとする。

また、申請書を受理した場合は、適格事項を審査し、申請者にその結果を通知するも

のとする。

ア 工事名

イ 工事場所

ウ 工事内容

エ 資格審査申請書の受付期間及び受付場所

オ 特定企業体の構成員の数、組合せ、構成員の技術要件等

カ その他部長又は部局長が必要と認める事項

(2) 経常企業体

当該企業体が希望する登録機関において申請書を受取り、審査担当部長が適格事項を審査の上、申請者及び登録機関にその結果を通知するものとする。ただし、乙型の場合は、対象となる工事を所管する部長又は部局長が適格事項を審査し、申請者にその結果を通知するものとする。

(3) 資格審査の提出書類

共同企業体の資格審査申請に際しての提出書類は、次のとおりとする。

ア 特定企業体

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式）

(イ) 共同企業体協定書（別記第3号様式、別記第4号様式）

イ 経常企業体

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（別記第2号様式）

(イ) 共同企業体協定書（別記第6号様式、別記第8号様式）

**5 特定企業体の存続期間**

請負契約を締結した特定企業体の存続期間は、当該契約の請負代金の支払いが完了したときまでとする。

**6 経常企業体の解散**

経常企業体の有効期間内にその企業体が解散した場合は、部長又は部局長を経由して審査担当部長に解散届を提出させるものとする。

**7 共同企業体との契約**

(1) 共同企業体による請負契約書の相手方は構成員の連名とする。

(2) 請負契約書には、共同企業体協定書(写し)のほか、経常企業体(甲型)にあつては経常建設共同企業体附属協定書(甲)(別記第7号様式)を、特定企業体(乙型)にあつては特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書(別記第5号様式)を、経常企業体(乙型)にあつては経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書(別記第9号様式)を、それぞれ添付させるものとする。

(3) 契約締結後、共同企業体編成表を提出させるものとする。

**8 様式**

共同企業体に係る様式は、別記によるものとする。

**9 雑則**

(1) この運用基準に関し必要な事項は、農政部長、水産林務部長又は建設部長が定めるものとする。

(2) この運用基準により難い特別な事由があるときは、その都度知事の承認を得て別段の定めをすることができる。

別記第1号様式

特定建設工事共同企業体  
競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

様

共同企業体の名称 特定建設工事共同企業体  
代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

北海道が発注する次の建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

工 事 名	工 事		
共同企業体構成員の 商号又は名称	所 在 地	建 設 業 許 可 の 記号・番号及び年月日	格付 等級

添付書類

特定建設工事共同企業体協定書

別記第2号様式

経常建設共同企業体  
競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

様

共同企業体の名称 経常建設共同企業体  
代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

年度において北海道所管に係る建設工事の競争入札に参加したいので、指定の書類を添えて資格審査を申請します。  
なお、この書類及び添付書類の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

共同企業体構成員の 商号又は名称	所在地	建設業許可の 記号・番号及び年月日	格付 等級																																																																												
結 成 の 目 的	<input type="checkbox"/> 経営力・施工力の強化を目指し上位の発注標準の工事を受注しようとするため <input type="checkbox"/> 事業活動や施工体制の合理化を目指し確実な工事の履行や信用を向上させるため <input type="checkbox"/> 分担施工(乙型)を行うため <input type="checkbox"/> (その他具体的に記載)  ※□に✓を記入してください。なお、その他の結成目的があれば具体的に記載してください。																																																																														
希望する資格の種類	工事 ※乙型の場合は、各構成員が分担する工事の資格を記入してください。																																																																														
登 録 期 間	建設管理部 <table border="1"> <tr> <td>札幌</td><td>小樽</td><td>函館</td><td>室蘭</td><td>旭川</td><td>留萌</td><td>稚内</td><td>網走</td><td>帯広</td><td>釧路</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 総合振興局・振興局 ※建設管理部を除く <table border="1"> <tr> <td>石狩</td><td>渡島</td><td>檜山</td><td>後志</td><td>空知</td><td>上川</td><td>留萌</td><td>宗谷</td><td>オホーツク</td><td>胆振</td><td>日高</td><td>十勝</td><td>釧路</td><td>根室</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> 建設部建築局 <table border="1"> <tr> <td>石狩</td><td>渡島</td><td>檜山</td><td>後志</td><td>空知</td><td>上川</td><td>留萌</td><td>宗谷</td><td>オホーツク</td><td>胆振</td><td>日高</td><td>十勝</td><td>釧路</td><td>根室</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> ※登録を希望する欄に○を記入してください。 ※登録機関を建築局とした場合は契約履行が可能な地域を示します。			札幌	小樽	函館	室蘭	旭川	留萌	稚内	網走	帯広	釧路											石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室															石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室														
札幌	小樽	函館	室蘭	旭川	留萌	稚内	網走	帯広	釧路																																																																						
石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室																																																																		
石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室																																																																		

添付書類  
経常建設共同企業体協定書

別記第3号様式

特定建設工事共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 北海道発注に係る 工事（当該工事内容の変更に伴う工事を  
含む。以下「工事」という。）の請負
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）  
と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行を完了するまでは  
解散することができない。

- 2 工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当  
該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うこ  
とを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の  
決定に従い請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を  
有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請負代金の変更  
があっても、この比率は変えないものとする。

(構成員名) %

(構成員名) %

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するも



のとする。

**(運営委員会)**

**第9条** 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

**(構成員の責任)**

**第10条** 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

**(取引金融機関)**

**第11条** 当企業体の取引金融機関は、  
銀行 店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

**(決算)**

**第12条** 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算(残余財産の処分を含む。以下同じ。)をするものとする。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰り入れることができる。

**(損益の分担)**

**第13条** 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第8条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

**(権利義務の譲渡の制限)**

**第14条** この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

**(工事途中における構成員の脱退に対する措置)**

**第15条** 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

**(構成員の除名)**

**第15条の2** 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

**(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)**

**第16条** 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

**(代表者の変更)**

**第16条の2** 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

**(解散後の契約不適合責任)**

**第17条** 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

**(協定書に定めのない事項)**

**第18条** この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定  
を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員  
が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資  
格審査申請のため北海道 長に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

## 別記第4号様式

### 特定建設工事共同企業体協定書(乙)

#### (目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 北海道発注に係る 工事(当該工事の内容の変更に伴う工事を  
含む。以下「工事」という。)の請負
- (2) 前号に付帯する事業

#### (名称)

第2条 当共同企業体は、 特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

#### (事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

#### (成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、工事の請負契約の履行を完了するまでは解散することができない。

- 2 工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

#### (構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称  
住 所  
商号又は名称

#### (代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

#### (代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

#### (分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更があつたときは、それに依つて分担の変更があるものとする。

工事 (構成員名)  
工事 (構成員名)

- 2 前項に規定する分担工事の工事額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

#### (運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工事の完成に当たるものとする。

#### (構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が作成した工事工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

#### (取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 銀行 店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

**(構成員の必要経費の分配)**

第12条 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

**(共通費用の分担)**

第13条 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

**(構成員の相互間の責任分担)**

第14条 構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づいて、その損害を負担するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

**(権利義務の譲渡の制限)**

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

**(工事途中における構成員の脱退)**

第16条 構成員は、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

**(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)**

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

**(解散後の契約不適合責任)**

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

**(協定書に定めのない事項)**

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 特定建設工事共同企業体協定  
を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員  
が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資  
格審査申請のため北海道 長に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

特定建設工事共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

別記第5号様式

特定建設工事共同企業体協定書第8条に基づく協定書

北海道 発注に係る下記工事については、 特定建設工事共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を、次のとおり定める。

記

- 1 工事名 工事
- 2 分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- |          |   |
|----------|---|
| 工事（構成員名） | 円 |
| 工事（構成員名） | 円 |

外社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称	特定建設工事共同企業体
代表者 住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	印
構成員 住 所	
商号又は名称	
代表者氏名	印

別記第6号様式

経常建設共同企業体協定書(甲)

(目的)

第1条 当共同企業体は、北海道発注に係る建設工事(以下「工事」という。)を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、  
経常建設共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を  
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、  
年 月 日に成立し、  
年 月 日に解散する。ただし、  
存続期間満了の日において工事を施工している場合(工事の完成後、工事の請負代金等の受領等が完了していない場合を含む。)は、当該工事が完成し、かつ、工事請負代金等の受領等が完了したときに解散するものとする。

2 前項の規定による存続期間の終期(前項ただし書の場合を除く。)は、構成員全員の合意に基づいて、これを延長し、又は短縮することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称  
住 所  
商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、  
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員は、金銭又はその他の資産をもって出資するものとし、その割合並びにこれに基づく損益配分等については、工事の請負契約の際に構成員全員の協議に基づき別添附属協定書により定めるものとする。ただし、工事費以外のものに充当するものについては、運営委員会が随時定めるものとする。

2 構成員は、自己の意志及び構成員全員の同意によっても前項の規定による出資の割合等を変更することができない。

3 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他

の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

**(構成員の責任)**

**第10条** 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

**(取引金融機関)**

**第11条** 当企業体の取引金融機関は、 銀行  店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

**(権利義務の制限)**

**第12条** 構成員は、同一工事について競争する他の共同企業体に参加することができない。

2 構成員は、同一工事について当企業体と競争することができない。

3 構成員は、当企業体の利益に反しない限り自己のための営業を営むことができる。

4 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

**(構成員の脱退に対する措置)**

**第13条** 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。

**第14条** 構成員は、当企業体が工事の請負契約を締結していないときは、他の構成員と協議して、脱退することができる。

2 前項の規定により構成員が脱退したとき、当企業体は解散するものとし、代表者は、競争入札参加資格審査申請書を提出した発注者にその旨を通知するものとする。

**(解散後の契約不適合責任)**

**第15条** 当企業体が解散した後においても、当企業体が施工した工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

**(協定書に定めのない事項)**

**第16条** この協定書及び第8条第1項の規定による付属協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり  経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本  通及び副本  通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため北海道  長に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表者 住  所  
商号又は名称

代表者氏名

①

構成員 住  所  
商号又は名称

代表者氏名

①

## 別記第7号様式

### 経常建設共同企業体附属協定書(甲)

北海道 発注に係る下記工事を 経常建設共同企業体が施工するため、  
経常建設共同企業体協定書第8条第1項の規定に基づき、次のとおり協  
定する。

#### (工事名)

第1条 この協定書の目的である工事(以下「工事」という。)は、次のとおりとする。

工事名	工事
-----	----

#### (出資の割合)

第2条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事の請負代金の変更があっても、この比率は変えないものとする。

(構成員名)	%
--------	---

(構成員名)	%
--------	---

#### (決算)

第3条 当企業体は、工事完成のとき、当該工事について決算(残余財産の処分を含む。以下同じ。)をするものとする。ただし、当該工事が完成したとき、当企業体が現に他の工事を施工しているときは、その工事の完成の際に併せて決算することができる。

2 当該工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により当該工事の決算に繰り入れることができる。

#### (損益の分担)

第4条 前条第1項の規定による決算の結果利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第2条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

#### (工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第5条 経常建設共同企業体協定書第13条第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第2条の規定による割合に加えた割合とする。

2 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

3 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

#### (構成員の除名)

第5条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行



その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、協定書第13条第2項及び前条各項を準用するものとする。

**(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)**

**第6条** 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、協定書第13条第2項の規定のほか、第5条各項を準用するものとする。

**(代表者の変更)**

**第7条** 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

外 社は、上記のとおり工事に関する出資の割合等について協定したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

構成員 住 所

商号又は名称

代表者氏名

㊟

別記第8号様式

経常建設共同企業体協定書(乙)

(目的)

第1条 当共同企業体は、北海道発注に係る建設工事(以下「工事」という。)を共同連帯して施工することを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、  
経常建設共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を  
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、  
年 月 日に成立し、  
年 月 日に解散する。ただし、  
存続期間満了の日において工事を施工している場合(工事の完成後、工事の請負代金等の受領等が完了していない場合を含む。)は、当該工事が完成し、かつ、工事請負代金等の受領等が完了したときに解散するものとする。

2 前項の規定による存続期間の終期(前項ただし書の場合を除く。)は、構成員全員の合意に基づいて、これを延長し、又は短縮することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、  
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い自己の名義をもって請負契約に基づく行為を行う権限及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の工事の分担は、次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

工事 (構成員名)

工事 (構成員名)

2 前項に規定する分担工事の工事額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が作成した工事工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、  
銀行  
店とし、代表者の名義により

設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

**(構成員の必要経費の分配)**

**第12条** 構成員は、その分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

**(共通費用の分担)**

**第13条** 工事の施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

**(構成員の相互間の責任分担)**

**第14条** 構成員は、その分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員は、他の構成員に損害を与えたときは、その構成員との協議に基づいて、その損害を負担するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

**(権利義務の譲渡の制限)**

**第15条** この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

**(工事途中における構成員の脱退)**

**第16条** 構成員は、当企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

**(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)**

**第17条** 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

**(解散後の契約不適合責任)**

**第18条** 当企業体が解散した後においても、当該工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

**(協定書に定めのない事項)**

**第19条** この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 経常建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員各自が所持し、副本については競争入札参加資格審査申請のため北海道 長に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

経常建設共同企業体

代表者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

①

構成員 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

①

別記第9号様式

経常建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

北海道 発注に係る下記工事については、 経常建設工事共同  
企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を、次のとおり  
定める。

記

- 1 工事名 工事
- 2 分担工事額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- |          |   |
|----------|---|
| 工事（構成員名） | 円 |
| 工事（構成員名） | 円 |

外 社は、上記のとおり分担工事額を定めたので、その証拠としてこ  
の協定書正本 通及び副本 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構  
成員各自が所持し、副本については工事請負契約書に添えて発注者に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称 経常建設共同企業体

代表者	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	①
構成員	住 所	
	商号又は名称	
	代表者氏名	①